



令和2年度版

信用保証協会 レポート

鳥取県信用保証協会



CONTENTS

目 次

◆ 信用保証協会とは……………	1	◆ トピックス……………	18
根拠法・目的・業務……………	1	◆ 広報活動について……………	20
信用保証制度の仕組み……………	2	◆ 創業・経営・再生支援業務のご案内…	21
信用保険制度の仕組み……………	3	◆ 令和元年度業務報告書……………	22
信用補完制度の仕組み……………	3	事業概況……………	22
◆ 鳥取県信用保証協会の概要……………	4	収支計算書……………	23
概 要……………	4	貸借対照表……………	24
当協会のあゆみ……………	4	財産目録……………	24
◆ 中期事業計画・年度経営計画……………	5	基本財産……………	25
計画の策定について……………	5	◆ 個人情報保護への取組みについて…	26
中期事業計画(平成30～令和2年度)…	5	◆ コンプライアンス体制について…………	27
年度経営計画(令和2年度)……………	6	◆ 反社会的勢力排除宣言……………	27
◆ 信用保証のご利用にあたって……………	7	◆ 役職員・機構図……………	28
ご利用いただける方……………	7	役 員……………	28
ご利用いただけない方……………	7	職 員……………	28
信用保証の内容と条件……………	8	機構と主な事務分掌……………	28
責任共有制度……………	8	◆ 本・支所の担当区域と	
信用保証料……………	9	事務所位置略図……………	29
◆ 保証制度のご案内……………	10		
主な鳥取県企業自立サポート事業…	10		
市町村制度……………	11		
主な保証協会制度……………	11		
◆ 信用保証の動向……………	12		
保証承諾……………	12		
保証債務残高……………	14		
代位弁済……………	15		
市町村別保証承諾・残高・代位弁済…	17		

『あなたと“^{とも}伴”に歩みます』

信用保証協会とは

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金を調達される際に「公的な保証人」となって借入をスムーズにし、経営上の相談や企業診断、情報提供といった多様なニーズにお応えして中小企業の経営基盤の強化に寄与する信用保証協会法に基づく公的機関です。

信用保証協会事業の基本理念

事業の維持、創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

根拠法・目的・業務

根拠法

信用保証協会法
(昭和28年8月10日法律第196号)
主務大臣)内閣総理大臣
(金融庁長官…法50条の1に基づく権限の委任)
経済産業大臣
(地方支分部局…法50条の2に基づく権限の委任)

目的

「中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ること」を目的としています。
(鳥取県信用保証協会定款第1条)

業務

信用保証協会は、上記の目的を達成するために次の業務を行なっています。

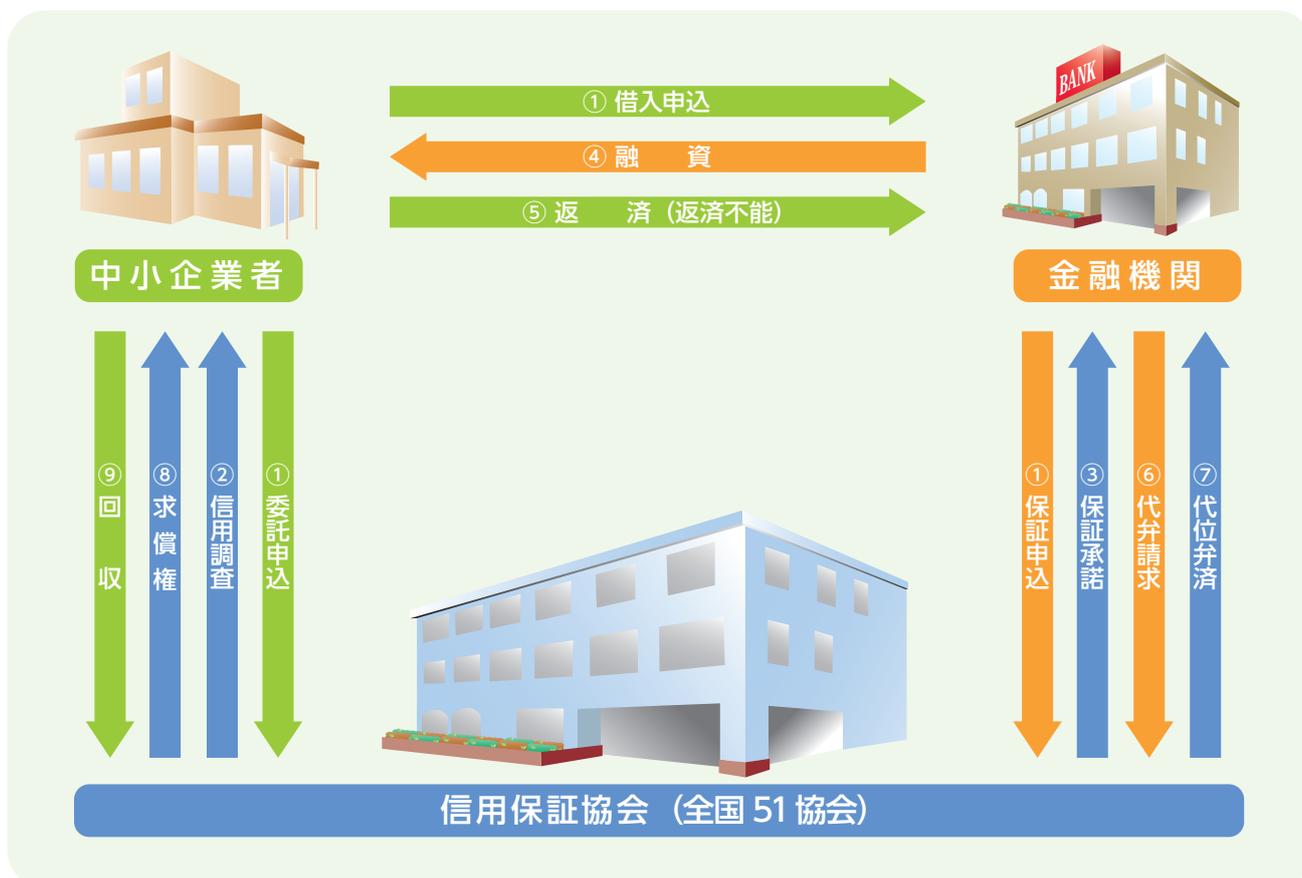
- ①中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- ②中小企業者等が発行する社債(私募によるものに限る。)のうち、銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- ③前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

なお、保証協会では、従来より中小企業者等に対する経営支援をおこなって参りましたが、平成30年4月1日施行の信用保証協会法一部改正により、「債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言、その他支援」、いわゆる経営支援業務が保証協会の本来業務として上記③の業務に明記されました。

また、これらの業務をおこなうにあたっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、金融機関と連携を図ることも明記されています。

信用保証制度の仕組み

現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国をあわせて51の協会が設けられており、信用保証制度の仕組みは次のとおりとなっています。



①信用保証のお申込みは、融資を申し込まれた金融機関を経由して頂くのが一般的ですが、商工団体及び保証協会の本・支所に直接お申し込み頂く方法もあります。

②事業内容、資金の妥当性、返済能力、将来性、人的信用力等を中心に信用調査を行い、保証の諾否を決定します。

③保証の承諾を決定した場合は、信用保証書を発行します。

④金融機関から融資が実行されます。

⑤融資条件に従って、金融機関にご返済をして頂きます。

⑥万一、返済不能にいたる事故が生じた場合には、金融機関は信用保証協会に弁済の請求をします。

⑦信用保証協会が代わって金融機関に弁済します。これを「代位弁済」といいます。

⑧代位弁済を行うことにより、金融機関の有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得します。

⑨以後、信用保証協会に返済して頂きます。

信用保険制度の仕組み

信用保証制度を補うものとして信用保険制度があります。

昭和33年、政府出資により、信用保険業務と信用保証協会への保証原資の貸付業務を行うことを目的に、中小企業信用保険公庫が設立され制度の運営にあたってきましたが、現在は、日本政策金融公庫が業務を継承しています。

信用保険制度の主な仕組みは次のとおりです。



①信用保証協会が中小企業者の保証委託申込に応じて保証承諾し、金融機関から融資が実行されると、原則としてすべて信用保険に付保される仕組みになっており、これを「包括保証保険制度」といいます。

②この場合、信用保証協会は日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)に信用保険料を支払います。

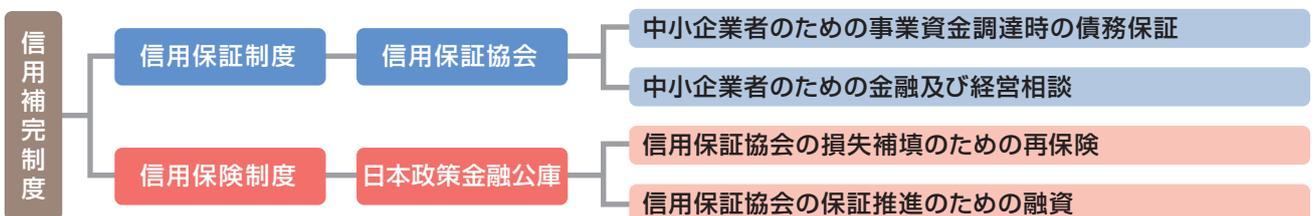
③信用保証協会が代位弁済を行った場合は、公庫に保険事故通知を行い、その後、保険金請求を行います。

④公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済額の70～90%の填補率によって信用保証協会に保険金を支払います。

⑤信用保証協会は、求償権を行使して回収した都度、その回収金を保険填補率に応じて公庫へ納付(返納)します。

信用補完制度の仕組み

このように、信用保証協会の行う信用保証制度と、公庫の行う信用保険制度とは相互に一体的に機能しており、これを合わせて信用補完制度といいます。



鳥取県信用保証協会の概要

概 要

設 立

- ◇昭和23年12月25日
社団法人鳥取県信用保証協会設立
- ◇昭和26年 2月 6日
財団法人鳥取県信用保証協会設立
- ◇昭和29年 3月26日
信用保証協会法による組織変更
(詳しくは別掲「鳥取県信用保証協会のあゆみ」
をご覧ください。)

基本財産

11,621,581千円
{(基 金) 4,536,645千円
{(基金準備金) 7,084,936千円

役 員

理事17名、監事3名
(詳しくは別掲「役員」をご覧ください。)

職 員

56名 (詳しくは別掲「職員」をご覧ください。)

機 構

本所(2部、1室、1営業所、6課)、2支所
(詳しくは別掲「機構と主な事務分掌」をご覧ください。)

事 務 所

- ◇本 所／鳥取市本町3丁目201番地
(鳥取産業会館内)
昭和23年12月25日開設
- ◇倉吉支所／倉吉市明治町1037番地11
(倉吉商工会議所会館内)
昭和43年11月30日開設
- ◇米子支所／米子市加茂町2丁目204番地
(米子商工会議所会館内)
昭和36年11月1日開設

当協会のあゆみ

- 昭和23年12月25日
社団法人鳥取県信用保証協会設立許可
- 昭和24年1月17日
社団法人鳥取県信用保証協会設立登記
- 昭和26年2月6日
財団法人鳥取県信用保証協会設立許可
- 昭和26年4月6日
財団法人鳥取県信用保証協会設立登記
- 昭和26年5月31日
社団法人鳥取県信用保証協会解散
- 昭和26年6月1日
財団法人鳥取県信用保証協会業務開始
- 昭和27年4月17日
鳥取大火により協会事務所焼失
- 昭和29年3月26日
信用保証協会法による組織変更認可
- 昭和30年11月1日
米子連絡所開設
- 昭和34年8月1日
倉吉連絡所開設
- 昭和36年11月1日
米子支所設立
- 昭和43年11月30日
倉吉支所設立
- 昭和44年8月1日
境港連絡所開設
- 昭和53年4月15日
米子支所事務所移転
- 昭和55年4月13日
鳥取本所事務所移転
- 平成8年9月30日
米子支所事務所移転
- 平成17年3月31日
境港連絡所廃止
- 平成21年1月13日
鳥取本所事務所移転
- 平成28年11月1日
鳥取県中部地震により倉吉支所が被災し仮事務所へ移転
- 平成29年7月3日
倉吉支所復帰

「中期事業計画」「年度経営計画」の策定について

鳥取県信用保証協会では、公的保証機関としての社会的責任を果たすためには、保証協会自身の経営実態や経営方針を明確にし、中小企業者や金融機関、更には国民の皆様に対して説明責任を果たしていくことが必要であると考えています。

そこで、信用保証協会として運営規律の強化を図り、経営の透明性の向上を実現し、説明責任を果たすために、今後、以下の計画を策定し公表することとしました。また、計画については、第三者機関による評価も行い、その結果についても公表することとしています。

計画に対するご質問につきましては、最寄りの当協会事務所までお寄せ下さいますよう、お願い申し上げます。

中期事業計画…向こう3ヵ年の業務運営における基本方針と年度毎の取組方針、主要事業における事業計画を記載する。

年度経営計画…中期事業計画を受けて、単年度における経営方針・重点課題・財務計画を記載する。

第5次中期事業計画（平成30年度～令和2年度）

鳥取県信用保証協会は、創造的な信用保証とより良いサービスの提供により、活力ある中小企業者のサポートを通じて地域経済の発展に貢献するため、平成30年度から令和2年度までの3ヵ年間の中期事業計画を策定し、「あなたと“伴(とも)”に歩みます」をコンセプトに、金融機関・関係支援機関と連携しながら中小企業者への支援を行います。

また、地域に根ざした公的性質を有する保証協会として、地方自治体や金融機関等と連携・協力を行うことで、地方創生に一層の貢献を果たすための取組みを実施します。これらを実施するため、以下に掲げる項目を基本方針として取り組みます。

①効果的な支援策の提供

金融機関・関係支援機関との連携体制を強化し、中小企業者のライフステージに応じて迅速かつ安定的な資金調達を支援します。また、企業訪問による実情把握を行うとともに、金融機関・関係支援機関との日常的な連携を図りながら協調して中小企業者の経営改善・生産性向上（経営の改善発達）を促すことに努めます。

②経営支援の充実

様々な経営課題に直面する中小企業者の身近な存在として、中小企業者の実情をきめ細かく把握しながら、課題解決に向けた経営支援を行います。

そのためには、金融機関、商工団体等の関係支援機関と一層の連携強化を図り、中小企業者の事業継続・発展に向けて、創業から事業承継・再生まで幅広い支援を実施します。

③経営基盤の強化・情報発信

地方創生の基盤である地域経済の発展に貢献し続けるためには、その一翼を担う機関として保証協会自身の経営基盤の維持、強化が不可欠です。そのために、職員の資質向上を図ることで中小企業者への支援体制を整えます。また、協会情報の発信等により利用者の利便性を高める取り組みを行います。更に、コンプライアンス態勢の維持・継続、CSR（企業の社会的責任）活動の推進、BCP（事業継続計画）の運用徹底等により利用者に信頼される組織づくりに努めます。

令和2年度 経営計画

1. 業務環境

(1) 鳥取県の景気動向

最近の県内経済情勢については、個人消費や生産活動に一部弱さが見られるものの、全体としては緩やかに持ち直しています。

また、雇用情勢においては、一部に減速感が見られるものの、有効求人倍率が引き続き高水準で推移しているほか、新規求人数も増加するなど人手不足感が継続しています。

(2) 中小企業を取り巻く環境

全体的な景気は各種政策の効果もあり緩やかに回復していますが、回復の度合いは規模、業種等によって差があります。県内の多くの中小企業者が、生産性の伸び悩み、人手不足、後継者不足など多様な経営課題を抱えており、今後も米中貿易摩擦、日韓関係の悪化、新型コロナウイルスの感染拡大による観光客の減少やサプライチェーンへの影響などを要因とした資金需要の増大や資金繰りの悪化、さらには東京オリンピック・パラリンピック終了後の景気収縮の懸念など、予断を許さない状況となっています。

製造業では、電気・情報通信機械が米中貿易摩擦の影響による受注の落ち込みから生産量が減少、電子・デバイスも海外向け自動車関連でやや減少していますが、食料品、パルプ・紙などで国内向け製品を中心に受注が底堅く、緩やかに持ち直しています。

建設業では、住宅建設において分譲住宅は増加しているものの、持家、貸家、給与住宅が減少しており、持ち直しの動きに足踏みが見られます。一方、公共工事においては国、県、市町村とも前年度を上回っています。

小売業では、消費増税の影響もあり、百貨店、乗用車販売で低調な動きであるものの、コンビニエンスストア・ドラッグストアなどにおいては販売が好調であり、緩やかに持ち直しつつあります。

2. 業務運営方針

当協会では、人口減少、人手不足等中小企業者を取り巻く環境が厳しさを増す中、地方創生の基盤である地域経済の活性化のため、お客さまが抱える様々な問題について金融機関・関係支援機関と連携を密にして、お客さまの経営の改善発達に努めます。

お客さまのライフステージに応じて、金融機関・関係支援機関との連携強化により効果的な支援策の提供を行います。また、創業者に対する継続した支援、事業承継への積極的な支援を行うことにより、県内企業の少子化、高齢化を克服した、持続可能な地域経済の形成に貢献します。そのために、職員のさらなるスキルアップを図ります。

個々の実情に応じた回収方針を早期に見極め、回収の効率化に努めます。また、事業再生及び生活再建へ向けた支援の強化に努めます。

本年度は中期事業計画(平成30年度～令和2年度)の最終年度として、引き続き「あなたと“伴(とも)”に歩みます」をコンセプトに、お客さまへの訪問を積極的に行い、身近な存在として、「より実効性の高い支援」の提供に努め、地域経済の発展に貢献します。

(1) お客さま本位の適切な信用保証の提供

お客さまのニーズやライフステージに応じ、経営状況や将来の見通しなども踏まえ、最適な保証制度の迅速な提供に努めます。また、お客さまのニーズに沿った新たな保証制度の創設や既存制度の拡充についても検討します。

(2) 金融機関との連携強化によるお客さまの成長・発展への支援

金融機関との日常的な対話や勉強会の開催などを拡大し、一層の相互理解を深め、更なる連携体制の構築に努めます。また、金融機関の審査情報を活用し、保証付融資とプロパー融資とを柔軟に組み合わせながら適切にリスク分担を図りつつ必要十分な信用保証を提供し、お客さまの成長・発展を力強く後押しします。

(3) 政策保証への積極的な取り組み

国・地方公共団体が実施する各種制度融資については、それぞれの制度趣旨を踏まえ積極的に取り組みます。特に、4月から開始される「事業承継特別保証制度」については十分に周知を図るとともに、経営者保証コーディネーターとも連携して積極的に取

り組みます。また、県と保証協会とが協調して信用保証料率を引き下げている県制度融資、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえた経営者保証を不要とする取扱いについて積極的に対応します。

(4) 利便性の向上による信用保証の活用拡大

事務の見直しや書類の簡素化を行います。また、ホームページなどを活用した情報発信の充実、保証利用時のポイントをわかりやすく解説した金融機関向け小冊子を配布するなど、利便性向上を図り、保証利用の拡大に努めます。

(5) お客さまとのリレーション強化と経営課題の早期発見

保証後のフォローアップを引き続き積極的に行い、お客さまとの対話を通じて信頼関係の構築を図ります。また、決算書等から得られる定量情報、フォローアップ等から得られる定性情報を活用して経営課題を早期かつ的確に捉え、その解決に向けた後押しに努めます。

(6) 関係支援機関と連携した効果的な経営支援の推進

経営課題の解決にあたっては、お客さまとともに“考動”する伴走型の経営支援に努め、保証協会だけでは解決が困難な経営課題を有するお客さまに対しても、外部専門家、とっとり企業支援ネットワーク、鳥取県中小企業再生支援協議会、その他関係支援機関と連携し、PDCAを意識した効果的な経営支援に努めます。また、経営に役立つ各種セミナーの開催、お客さま間のマッチング支援、販路開拓支援を関係支援機関とも連携して取り組みます。

(7) 経営支援の効果測定

昨年度より蓄積を開始した経営支援に関するデータについて、試験的に分析・検証および必要なデータ項目の見直しを行い、令和6年度からの本格的な効果測定開始に向けた準備を進めています。

(8) 審査・経営支援スキルの向上

保証協会職員による経営支援(チーム支援・経営相談コンサルジユ)の取り組み、外部講師招聘による事業性評価研修や外部研修に参加した職員による復命研修の実施、成功事例・早期代弁事例等の情報共有などにより、職員のスキルの底上げ及びお客さまへの提案力の向上を図ります。

(9) コンプライアンス態勢の維持・継続

コンプライアンスプログラムの継続的な実施と検証により、コンプライアンス意識の高い職場の風土づくりに努めます。

(10) お客さまの利便性を高める広報活動

お客さまの利便性向上を図るため、積極的かつ効果的な広報活動に努めます。

(11) CSR(企業の社会的責任)活動の充実

CSR活動への役職員の意識の向上を図ることにより、活動内容を充実し、地域住民の一員としての責任を果たします。

(12) BCP(事業継続計画)運用の徹底

具体的な事態を想定した訓練の実施等により、BCP(事業継続計画)の運用徹底を継続して行います。

(13) 効果的な研修による職員の資質向上

外部研修への積極的な参加とそのフィードバック、内部におけるテーマ別研修の実施により、職員の資質向上を図ります。

(14) 中小企業診断士等有資格者の育成

専門的知識を有する中小企業診断士や全国信用保証協会連合会の信用調査検定による経営アドバイザー等の資格取得を推進します。

(15) 組織活性化のための働きやすい職場環境づくり

業務の簡素化と、効率化による勤務時間の有効活用や職場のコミュニケーションの充実を図り、イクボス・ファミボス宣言のもと、鳥取県男女共同参画推進企業として、より働きやすい職場環境づくりを推進します。

3. 事業計画

項目	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	440億円	100.0%	102.6%
保証債務残高	1,240億円	98.4%	97.9%
代位弁済	25億円	100.0%	181.6%
回収	7億円	100.0%	102.9%

信用保証のご利用にあたって

ご利用いただける方

所在地

個人事業者の方は住居または事業所のいずれかを、法人の方は本店または事業所等のいずれかを鳥取県内に有し、事業を営んでいることが必要です。

企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、次表に該当する場合にご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従業員数
製造業等※	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下

※運送業、建設業、不動産業等を含みます。

特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、常時使用する従業員数が該当していることが要件です。

業 種

農林・漁業、金融業の他、サービス業の一部で保証対象とならない業種があります。

許 認 可

免許、許可、認可、登録、届出等を要する事業については、適法に許認可等を受けていることが必要です。

ご利用いただけない方

- ※ 手形交換所又は電子債権記録機関で取引停止処分を受けている方、又はその第二会社
- ※ 不渡りとなった手形の振出人又は引受人で、その処理が未了の方
(電子記録債権の支払不能処分を含む)
- ※ 信用保証協会で代位弁済をしている方
(ただし、一定の要件に該当すれば保証が可能な場合があります。)
- ※ 信用保証協会の求償権の保証人で債務履行をしていない方
- ※ 保証付融資の延滞等、保証実績の不良な方およびその保証人
- ※ 保証申込に際して、金融斡旋屋等の第三者が介在している方
- ※ 反社会的勢力等に該当する方
- ※ その他、中小企業信用保険法の適用を受けることができない方
- ※ 虚偽の申告をして保証を受けようとした方

信用保証の内容と条件

保証限度額

個人・法人	2億8千万円
組合	4億8千万円

一企業者の保証の限度額は、各制度を合算したものです。(他県の信用保証協会のご利用残高も含まれます。)

この他、上記の限度額とは別枠で扱える保証もありますので、詳しくは当協会各営業所にお問い合わせ下さい。

資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金に限られます。
(生活資金など事業に関係のない資金は対象となりません。)

保証期間

それぞれの制度により定めがありますが、最長20年まで利用できる制度もあります。別掲の保証制度一覧表をご覧ください。

担保

必要に応じて提供をお願いしています。

※信用保証協会に担保を設定していただく場合には、登録免許税が租税特別措置法により通常の4/1000から1.5/1000に軽減されています。

連帯保証人

以下のような特別な事情がある場合を除いて、経営者ご本人以外の連帯保証人を徴求しません。

- ※ 実質的な経営権を有している方、営業許可名義人又は経営者ご本人の配偶者が連帯保証人となる場合
- ※ 経営者ご本人の健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合
- ※ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出がある場合

また、平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、平成30年4月より運用が開始された「経営者保証を不要とする取扱い」に沿い、経営者保証に依らない保証制度等を取り扱っています。

責任共有制度

協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の方に対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日責任共有制度が導入されました。

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。

金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。なお、金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が対象となりますが、一部、対象外となる保証制度があります。

対象から除かれている主な保証

- ・経営安定関連(セーフティネット)1号～4、6号にかかる保証
- ・危機関連保証
- ・小口零細企業保証(鳥取県中小企業小口融資保証)
- ・創業関連保険、創業等関連保険にかかる保証
- ・特別小口保険にかかる保証

信用保証料

協会の保証によって融資を受けた中小企業者の方には、協会保証の利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失補てんの経費等、信用保証制度を運営する上で必要な費用に充当するものです。なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・斡旋料等一切いただいておりません。

保証料率

平成19年10月1日の責任共有制度導入に伴い、基本となる保証料率は「責任共有保証料率」となり、例外的に責任共有対象外となる保証に適用されるのが、「保証料率（責任共有対象外保証料率）」となりました。中小企業者の経営状況を踏まえた9区分の料率体系となっています。

保証料率区分

お客様の保証料率区分を決定する際の財務内容の総合的評価は、「中小企業信用リスク情報データベース（CRD）」を利用しています。

※中小企業信用リスク情報データベースとは、平成13年3月、経済産業省が中心となって、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。（蓄積されたデータは匿名であり、個々の企業を特定したデータベースではありません。）

料率が一律の保証

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証は一律の保証料率が適用されていますが、経営状況が良好なお客様の場合、一般保証を利用したほうが保証料率が低くなる場合がありますので、個別のケースにつきましてはお問い合わせください。

●主な制度の信用保証料率は以下のとおりです。

【責任共有保証】	料率区分								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
県制度（一般）	1.45	1.38	1.28	1.18	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45
県制度（特別）	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45
経営力強化保証	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
流動資産担保融資保証	0.68								
セーフティネット保証（5、7、8号）	0.70								
事業再生円滑化関連保証	1.76								
【責任共有対象外保証】	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
県制度（小口零細企業保証）	0.48	0.43	0.38	0.33	0.27	0.22	0.18	0.13	0.11
経営力強化保証（100%保証の同額借換のみ）	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50
特別小口保証	0.80								
セーフティネット保証（1～4、6号）	0.80								
危機関連保証	0.80								
創業関連、創業等関連保証	0.80								

※最終的な保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定します。具体的には、担保のご提供がある場合は、0.1%の割引を行うことができます。保証料率については、最寄りの保証協会事務所までご確認ください。

※「特殊保証」とは、当座貸越根保証・事業者カードローン根保証・手形割引根保証を指します。

保証制度のご案内

主な鳥取県企業自立サポート事業

(令和2年4月現在)

資金名	保証限度額	保証期間	保証人	担保	保証料率	
中小企業小口融資	2,000万円	運転5年以内 設備7年以内	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	不要	0.11~0.48%	
小規模事業者融資	3,000万円	運転7年以内 設備10年以内		不要	0.11~0.48%	
中小企業自立化支援資金	1億円	運転7年以内 設備10年以内		必要に応じ	0.45~1.45%	
創業支援資金	1億円	10年以内			0.21~0.48%	
新事業展開資金	1億円	10年以内			0.23~0.68%	
					経営革新貸付	
					海外展開貸付	
新規需要開拓設備資金	2億8,000万円	20年以内			0.23~0.68%	
経営体質強化資金	8,000万円	10年以内			必要に応じ	0.45~1.08%
経営安定支援借換資金	2億円	10年以内				
地域経済変動対策資金	2億8,000万円	10年以内				
災害等緊急対策資金	2億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内				
経営再生円滑化借換特別資金	2億8,000万円	15年以内				
再生支援資金	1億円	15年以内				0.45~1.23%
事業承継支援資金	2億8,000万円	10年以内				0.21~0.48%
						一般貸付
						特別貸付
働き方改革応援資金	3,000万円	10年以内	必要に応じ	0.23~0.68%		
災害対応力強化資金	1億円	20年以内				

※企業自立サポート融資は、鳥取県が借入利息及び信用保証料の一部を補助する低利・長期の制度です。

※上記以外にも制度資金があります。また、対象者等融資条件につきましては、それぞれの制度で規定がありますので、詳しくは県、市町村、商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会の窓口へご相談ください。

市町村制度

各市町村の制度	各市町村では、独自の要綱を定めて様々な融資制度を設けています。資金名、保証限度額、保証期間、保証人等はそれぞれ取扱内容が異なります。詳しくは、当該市町村、商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会の窓口へご相談下さい。
---------	---

主な保証協会制度

(令和2年4月現在)

保証の種類	保証限度額	保証期間	保証人	担保	保証料率
一般保証	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	原則として 7年以内	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じ	保証協会所定
長期経営資金保証	2,000万円以上 2億円	3年以上 20年以内		必要に応じ	
経営力強化保証	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内		必要に応じ	
当座貸越根保証	2億8,000万円	2年以内		5千万円以内は原則不要	
事業者カードローン 当座貸越根保証	2,000万円	2年以内		原則不要	
小規模事業者カードローン(強小 ^{プラス})	100万円 創業後1年未満のもの。但し、本保証を含めて保証債務残高3,000万円以内 1,000万円 但し、平均月商の3ヶ月以内かつ本保証を含めて保証債務残高3,000万円以内	2年以内		不要	
リレーション強化保証	1億円 但し、本制度の残高がある場合は合算する。	運転 10年以内 設備 20年以内		原則不要	
経営安定型保証(エスコート)	8,000万円 但し、本制度の残高がある場合は合算する。	運転 5年以内		必要に応じ	
小規模リレーション強化貸付保証(強小ネクストII)	1,500万円 但し、本保証を含めて保証債務残高3,000万円以内	10年以内		不要	
特定社債保証	4億5,000万円 但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度	7年以内		原則2億円超は必要	
流動資産担保融資保証	2億円	1年以内	棚卸資産 売掛債権	0.68%	

※このほかにも、信用保証協会保証制度がありますので、当協会までお問い合わせ下さい。

※一企業者の保証限度額は、各制度(保証協会制度、金融機関提携保証、県・市町村制度)を合算して2億8,000万円(組合は4億8,000万円)です。但し、国の施策による危機関連保証等は別枠となります。

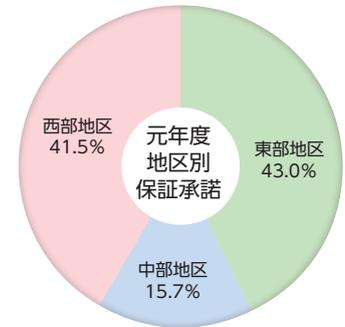
信用保証の動向 (四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります)

保証承諾

地区別

(単位：億円、%)

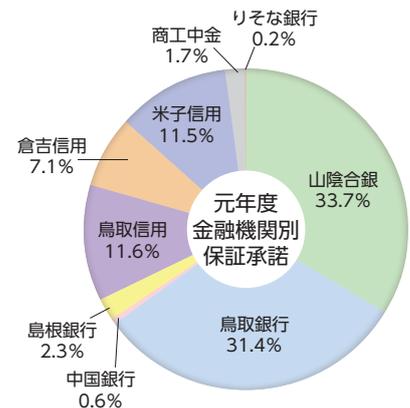
年度	金額	前年度比	東部地区			中部地区			西部地区		
			金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
29	440	76.2	196	85.6	44.5	75	60.3	17.0	170	75.4	38.6
30	438	99.5	199	101.6	45.4	68	90.5	15.5	171	101.0	39.0
元	479	109.5	206	103.6	43.0	75	110.2	15.7	199	116.0	41.5



金融機関別

(単位：億円、%)

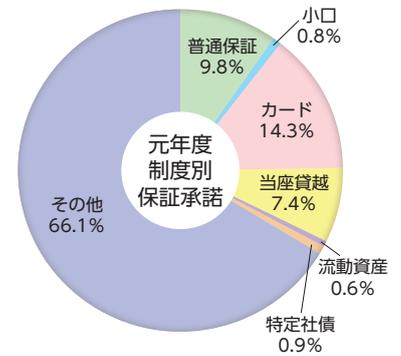
金融機関	29			30			元		
	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
都市銀行	0	14.4	0.1	0	5.9	0.1	0	—	—
みずほ銀行	0	3.9	0.0	0	100.0	0.1	0	—	—
三菱UFJ	0	38.3	0.1	0	—	—	0	—	—
りそな銀行	0	—	—	0	—	—	1	—	0.2
地方銀行	300	74.9	68.1	303	101.0	69.2	315	104.0	65.7
山陰合銀	159	72.7	36.1	161	101.2	36.8	162	100.5	33.7
鳥取銀行	136	76.2	30.9	139	102.5	31.7	150	108.0	31.4
中国銀行	5	143.5	1.1	3	55.2	0.7	3	110.0	0.6
第二地銀	8	79.1	1.8	9	106.9	2.0	11	123.0	2.3
島根銀行	8	79.1	1.8	9	106.9	2.0	11	123.0	2.3
信用金庫	128	82.7	29.0	123	96.5	28.1	145	117.3	30.2
鳥取信用	59	95.1	13.3	56	96.1	12.8	56	98.6	11.6
倉吉信用	30	78.8	6.8	26	87.4	5.9	34	128.0	7.1
米子信用	39	71.5	8.8	41	104.2	9.4	55	136.2	11.5
商工中金	4	39.0	0.9	3	69.0	0.7	8	283.8	1.6
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	440	76.2	100.0	438	99.5	100.0	479	109.5	100.0



保証制度別

(単位：億円、%)

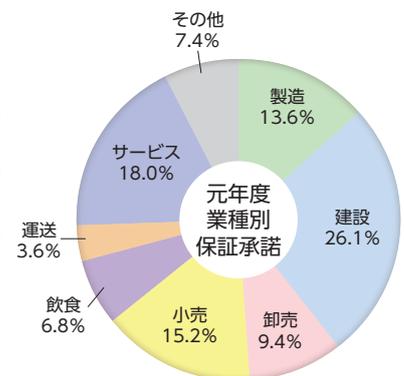
制度	年度	29			30			元		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
普通保証		54	112.6	12.4	48	87.8	10.9	47	98.0	9.8
一般保証		49	120.3	11.1	47	95.3	10.7	46	97.5	9.5
提携保証		5	70.6	1.2	1	18.0	0.2	1	125.3	0.3
制度保証		386	72.9	87.7	390	101.1	89.1	432	110.9	90.3
小口		1	156.0	0.3	3	217.5	0.6	4	149.1	0.8
カード		71	134.4	16.1	57	80.9	13.1	69	119.9	14.3
当座貸越		39	93.0	8.8	41	105.5	9.4	36	86.7	7.4
長期経営		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
流動資産		5	80.4	1.1	3	65.0	0.7	3	89.3	0.6
特定社債		1	88.9	0.3	2	175.0	0.5	4	200.0	0.9
その他		269	63.0	61.0	284	105.6	64.8	317	111.7	66.1
合計		440	76.2	100.0	438	99.5	100.0	479	109.5	100.0



業種別

(単位：億円、%)

業種	年度	29			30			元		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
製造		49	54.6	11.1	58	119.2	13.3	65	112.0	13.6
建設		127	94.1	28.8	118	93.0	26.9	125	106.3	26.1
卸売		41	56.4	9.3	45	109.2	10.2	45	100.6	9.4
小売		70	72.5	15.8	73	104.3	16.6	73	100.5	15.2
飲食		25	101.0	5.7	20	78.9	4.5	32	164.3	6.8
運送		15	79.1	3.4	17	110.6	3.8	17	103.0	3.6
サービス		89	79.1	20.3	83	93.2	19.0	86	103.8	18.0
その他		25	87.2	5.7	25	101.1	5.8	35	140.5	7.4
合計		440	76.2	100.0	438	99.5	100.0	479	109.5	100.0

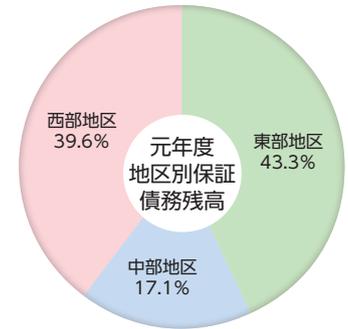


保証債務残高

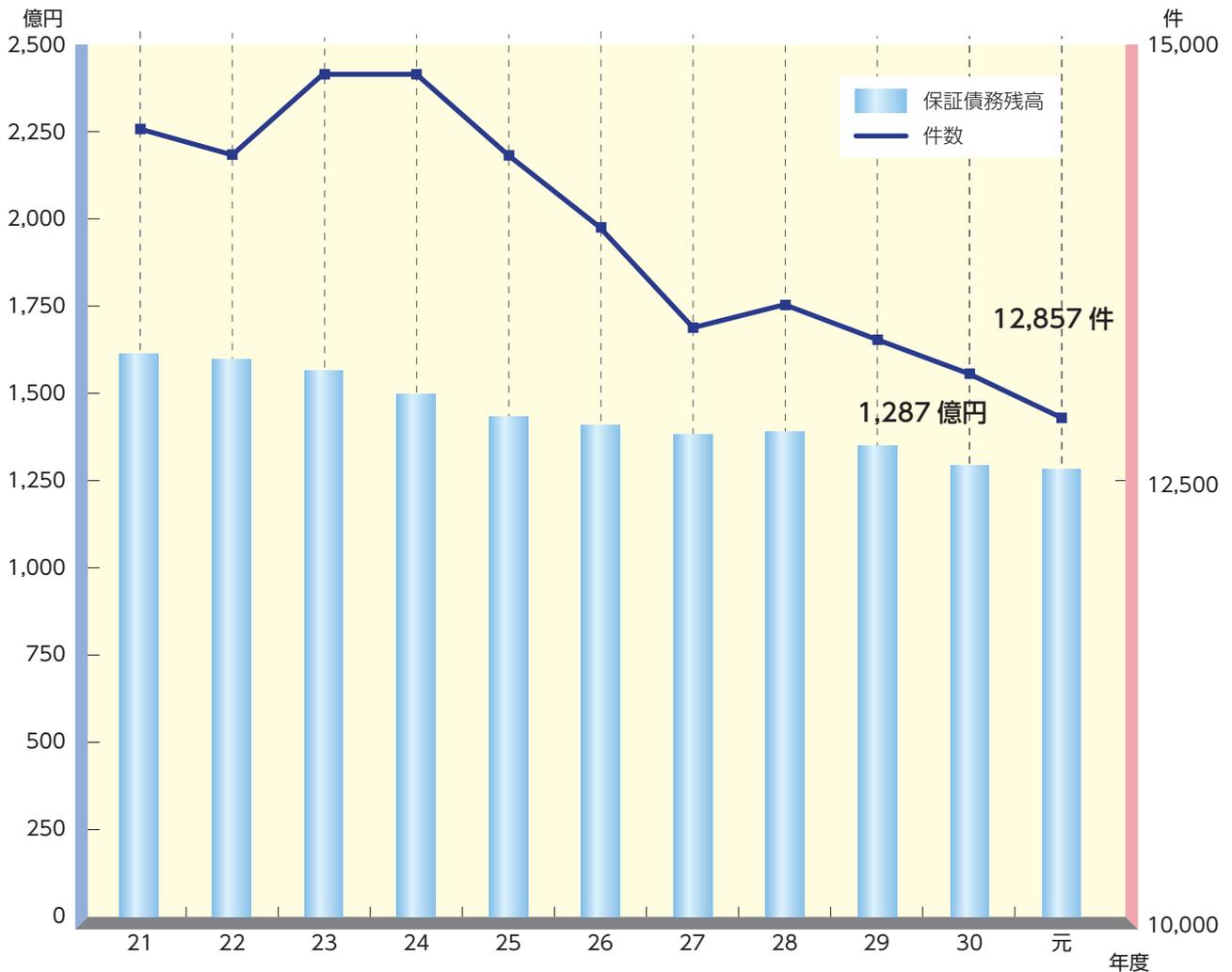
地区別

(単位：億円、%)

年度	金額	前年度比	東部地区			中部地区			西部地区		
			金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
29	1,349	96.7	594	94.8	44.1	236	96.4	17.5	519	99.1	38.5
30	1,297	96.1	568	95.6	43.8	230	97.7	17.8	499	96.1	38.4
元	1,287	99.2	557	98.0	43.3	220	95.5	17.1	510	102.3	39.6



最近10年間の保証債務残高の推移



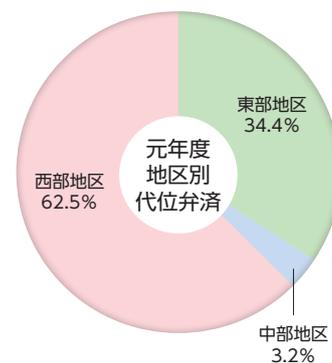
代位弁済

地区別

(単位：億円、%)

年度	金額	前年度比	代位弁済率	東部地区			中部地区			西部地区		
				金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
29	19	86.6	1.39	12	178.9	65.7	1	25.3	4.3	6	48.7	30.1
30	17	87.0	1.26	7	54.2	41.0	2	258.7	12.7	8	133.9	46.3
元	14	83.4	1.08	5	70.0	34.4	0	21.0	3.2	9	112.6	62.5

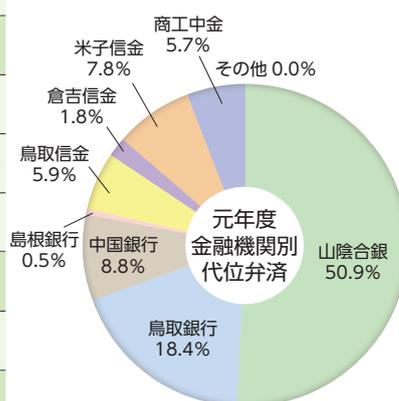
(注) 代位弁済率=代位弁済金額/保証債務平均残高



金融機関別

(単位：億円、%)

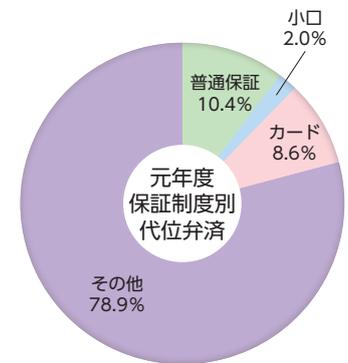
金融機関	29			30			元		
	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
都市銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	—
みずほ銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三菱UFJ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
りそな銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方銀行	15	98.0	80.2	10	66.1	60.9	11	107.1	78.2
山陰合銀	8	82.6	41.5	7	94.4	45.1	7	94.3	50.9
鳥取銀行	7	122.5	38.7	3	35.6	15.8	3	97.1	18.4
中国銀行	—	—	—	—	—	—	1	—	8.8
第二地銀	0	14.5	0.7	1	619.1	5.1	0	8.4	0.5
島根銀行	0	14.5	0.7	1	619.1	5.1	0	8.4	0.5
信用金庫	3	73.1	16.0	6	181.5	33.5	2	38.7	15.5
鳥取信用	2	193.2	11.4	2	79.6	10.4	1	47.3	5.9
倉吉信用	0	20.5	1.8	1	254.0	5.4	0	27.6	1.8
米子信用	1	40.5	2.8	3	545.5	17.6	1	37.0	7.8
商工中金	1	50.4	3.0	0	11.8	3.4	1	1,165.8	5.7
その他	—	—	—	—	—	—	0	—	0.0
合計	19	86.6	100.0	17	87.0	100.0	14	83.4	100.0



保証制度別

(単位：億円、%)

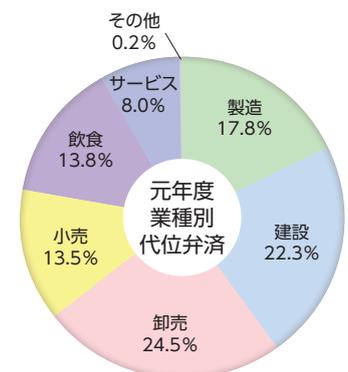
制度	29			30			元		
	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
普通保証	1	33.0	6.5	3	262.3	19.6	1	44.5	10.4
一般保証	1	47.7	6.4	2	183.0	13.4	1	63.8	10.2
提携保証	0	1.9	0.1	1	4526.9	6.2	0	2.6	0.2
制度保証	18	97.6	93.5	13	74.8	80.4	12	92.9	89.6
小口	0	45.6	1.0	0	54.2	0.7	0	236.3	2.0
カード	1	67.8	4.7	1	111.1	6.0	1	120.4	8.6
当座貸越	0	7.9	0.5	0	—	0.0	0	—	0.0
長期経営	0	—	—	0	—	1.5	0	0.0	0.0
その他	17	111.1	87.3	12	72.1	72.3	11	91.0	78.9
合計	19	86.6	100.0	19	87.0	100.0	14	83.4	100.0



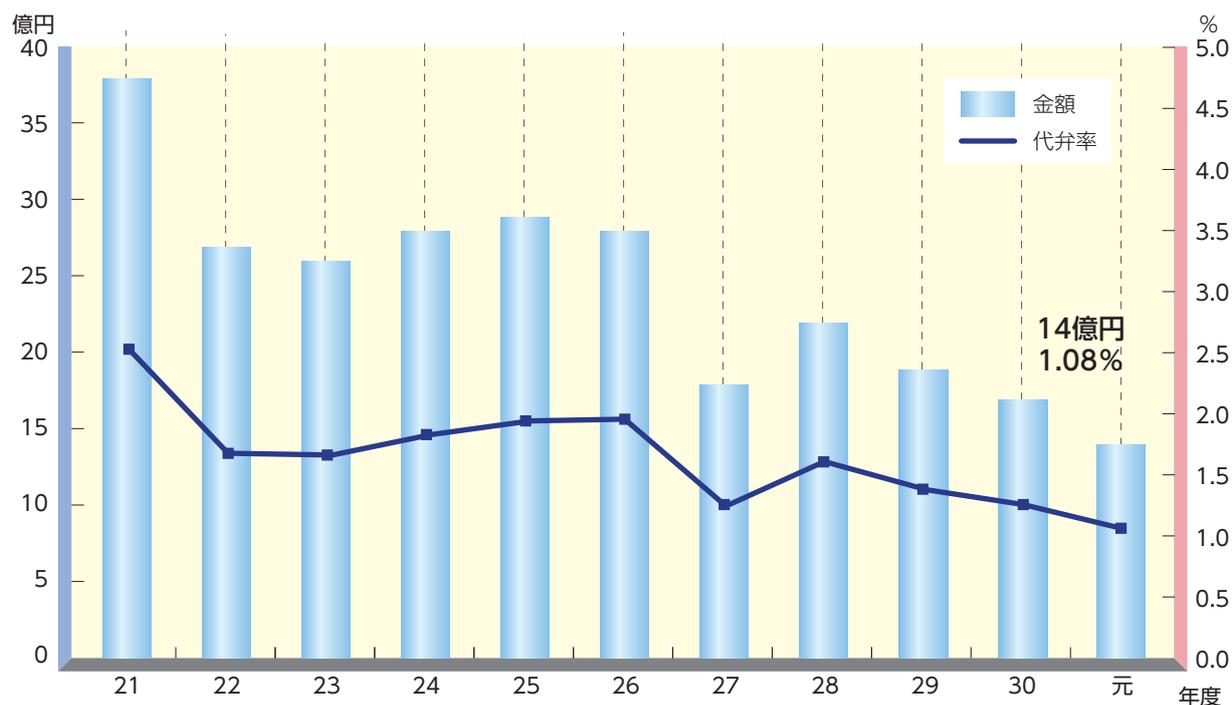
業種別

(単位：億円、%)

業種	29			30			元		
	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
製造	8	183.3	43.0	5	59.6	29.4	2	50.4	17.8
建設	2	39.1	8.9	3	155.1	15.9	3	116.9	22.3
卸売	1	41.4	6.9	1	111.9	8.9	3	229.3	24.5
小売	2	48.8	12.1	2	79.4	11.0	2	102.5	13.5
飲食	1	69.8	5.1	2	219.2	12.8	2	89.9	13.8
運送	0	139.4	0.2	1	1245.6	3.1	0	0.0	0.0
サービス	4	153.4	22.1	2	51.7	13.1	1	50.8	8.0
その他	0	29.3	1.7	1	288.9	5.8	0	2.7	0.2
合計	19	86.6	100.0	17	87.0	100.0	14	83.4	100.0



最近10年間の代位弁済額と代位弁済率の推移



(注) 代弁率 = $\frac{\text{代位弁済額(元利金)}}{\text{保証債務平均残高}}$

市町村別保証承諾・残高・代位弁済

(単位：百万円、%)

市町村	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
鳥取市	1,663	18,775	39.2	4,921	49,741	38.6	62	339	24.6
倉吉市	411	4,492	9.4	1,305	12,441	9.7	7	27	2.0
米子市	1,324	14,749	30.8	3,470	38,425	29.9	61	533	38.6
境港市	217	2,799	5.8	620	6,174	4.8	12	249	18.0
市計	3,615	40,815	85.2	10,316	106,781	83.0	142	1,148	83.2
岩美町	69	715	1.5	185	1,954	1.5	2	64	4.6
若桜町	21	102	0.2	73	450	0.3	—	—	—
智頭町	65	476	1.0	176	1,233	1.0	1	68	4.9
八頭町	71	695	1.5	217	1,964	1.5	2	3	0.2
三朝町	38	242	0.5	132	1,442	1.1	2	4	0.3
北栄町	101	1,026	2.1	352	2,800	2.2	3	10	0.7
湯梨浜町	72	580	1.2	279	2,446	1.9	1	2	0.1
琴浦町	127	1,057	2.2	418	2,849	2.2	—	—	—
日吉津村	27	322	0.7	78	555	0.4	—	—	—
大山町	85	899	1.9	236	2,402	1.9	1	1	0.1
南部町	51	236	0.5	140	962	0.7	1	1	0.1
伯耆町	36	377	0.8	121	1,695	1.3	5	79	5.7
日南町	16	149	0.3	48	476	0.4	—	—	—
日野町	19	145	0.3	57	462	0.4	—	—	—
江府町	11	87	0.2	29	243	0.2	—	—	—
町村計	809	7,108	14.8	2,541	21,933	17.0	18	232	16.8
合計	4,424	47,923	100.0	12,857	128,714	100.0	160	1,380	100.0

Project Menu

- ★メソッドアドバイザー派遣事業
- ★チーム支援
- ★中小企業者応援女性チーム「スター☆エール」
- ★経営相談コンシェルジュ
- ★事業承継・人材確保フォローアップ

CATCH The STAR Project

鳥取県信用保証協会は、「星取県」信用保証協会として、中小企業の皆様がこの星取県で「星」を手にするお手伝いをしていきます。自分の星を探している方、すでに星に向かって手を伸ばしている方とともに私たちも一緒に歩んでいきたい……。そんな思いを込めて、経営に関するお手伝いを「CATCH The STAR Project」と名づけました。

チーム支援

経営支援課の職員や有資格者が中心となり支援チームを編成し、企業の現状分析や課題の見える化、解決策の提案等の経営改善に向けた支援を行っています。

令和元年度は、建設業1社、小売業2社、製造業1社、食品加工業1社、計5社に対する支援を行いました。



スター☆エール

女性経営者の方や、女性の意見を聞きたい中小企業のお客さまをサポートするために結成されたチームです。エールには、英語の応援、という意味のほかにフランス語の翼という意味があります。鳥取で星のように輝くお客さまが、さらに羽ばたき前進できるよう「知識を得る、つながりを得る、あなただけの星を得る」場を創造していきます。

..... 主な活動

- ★「経営者のための学べる女子会」
- ★女性経営者向け専門家派遣
- ★お客さまのためのミーティング
- ★金融機関女性担当者との勉強会



私たちが
応援します

中小企業者応援女性チーム
「スター☆エール」

経営相談 コンシェルジュ

平成30年度より、若手職員を中心に各担当者が1企業を選定し、継続的なモニタリングを通じて企業の理解を深め、経営者と同じ目線に立って経営上の課題解決について一緒になって考える取り組みをおこなっています。

最終的には企業の経営力向上に資することを目的として活動していきます。



当協会では、経営支援の充実を図るための具体的施策として、フォローアップの充実等による関係強化、職員のスキルアップによる中小企業者への提案力の向上を掲げており、具体的な施策の実現に向けた経営支援の取組みを平成30年度より「CATCH The STAR Project」として活動しています。

地方創生・地域の教育活動

地方創生・地域の教育活動への取り組みとして、鳥取商業高校において当協会職員が講師となり、「ビジネスから見た鳥取県」というテーマで身近な地域経済の現状や課題について講義をおこないました。

県内経済活性化に向けた取り組みとして創業支援や事業承継支援策について紹介し、「地域経済の発展・拡大のために自分自身が地域経済にどう関わっていくか、一緒に鳥取の経済を盛り上げていきましょう」と呼びかけました。

今後もこうした取り組みを積極的におこなっていきます。



鳥取商業高校での講義の様子

地域貢献活動

「山陰海岸ジオパーク」に認定されている浦富海岸の清掃活動!!この清掃活動は公益社団法人「小さな親切」運動山陰本部が実施するもので、地域の参加団体や地元参加者と一緒に海水浴シーズンに向けて海岸清掃に取り組みました。



「弓ヶ浜・白浜青松アダプトプログラム事業」に参加し、弓ヶ浜の松林の保全活動を行っています。草刈り、清掃、松の植樹、松枯れ予防のための薬液を樹幹に注入する等の活動をして、みんなで汗を流しました。



「浦富海岸清掃」「弓ヶ浜・白浜青松そだて隊」の様子

広報活動について

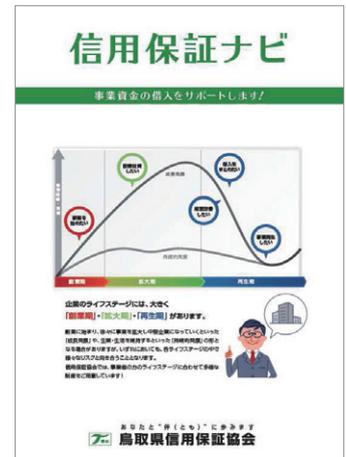
当協会では、信用保証について一層のご理解をいただくため、広報活動を実施しています。

ホームページによる情報発信



各種パンフレットの作成

事業を始めようとする方に対してわかりやすく案内する『創業ナビ』、協会をご利用になれる際の手引きとなるよう、手続き方法、注意事項等を記載した『信用保証ナビ』を用意しています。



各種リーフレットの作成

おすすめの保証制度等について各種リーフレットを用意しています。



創業・経営・再生支援業務のご案内

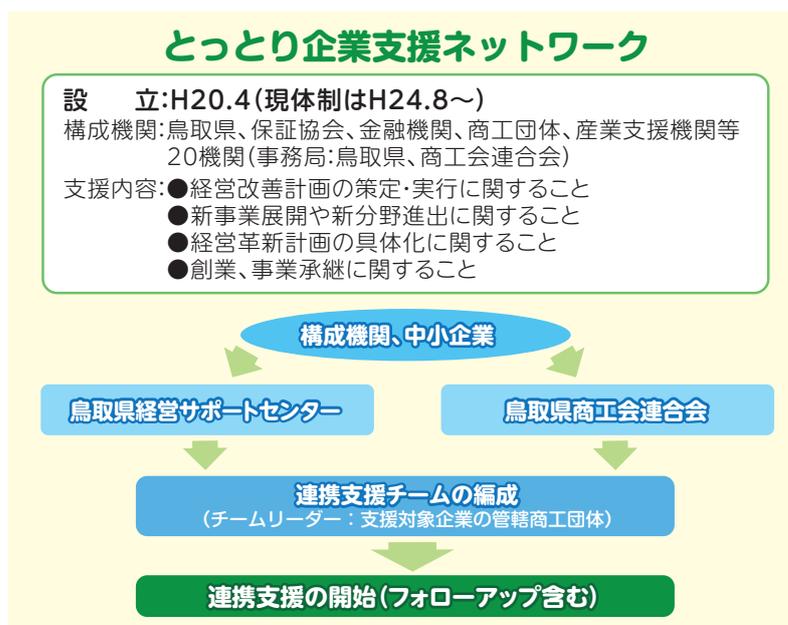
当協会では、中小企業の方々の経営に関するお悩みや諸問題に対して、所属の中小企業診断士や外部専門家が無料でご相談にお応えしています。

創業支援

創業に関するアドバイスや必要資金に係る信用保証はもとより、創業後もフォローアップを行い、様々なご相談に応じるなど、創業支援に積極的に取り組んでいます。

経営支援

中小企業の方々が抱える経営上の諸問題や設備投資に伴う資金調達等のご相談にお応えしているほか、鳥取県や県内の商工団体、金融機関、関係機関等と連携した『とっとり企業支援ネットワーク』に参画し、各構成機関と共同で経営上の課題に対する改善策等の提案を実施しています。



再生支援

経営の再建を図る中小企業を対象とした、事業再生支援のための保証制度を取り揃えるとともに、鳥取県中小企業再生支援協議会や山陰中小企業支援3号、4号ファンドとも連携して積極的に再生支援に取り組んでいます。

『メソッドアドバイザー派遣事業』

中小企業の方々が抱える経営上の諸問題(販売、技術、人材、情報化等)に対して、当該課題解決のため、適切な指導・助言を行うことのできる専門的な知識および経験を有する専門家を無料で派遣する、当協会独自の『メソッドアドバイザー派遣事業』をおこなっています。また、創業や経営改善における事業計画書の作成に際しても、本事業を利用することができます。

☎相談窓口

鳥取営業所 保証課・経営支援課

〒680-0031
鳥取市本町三丁目201番地
鳥取産業会館3階
電話 0857-26-6631
FAX 0857-27-5149

倉吉支所

〒682-0887
倉吉市明治町1037番地11
倉吉商工会議所会館1階
電話 0858-22-6103
FAX 0858-22-7351

米子支所 保証課・経営支援課

〒683-0823
米子市加茂町二丁目204番地
米子商工会議所会館4階
電話 0859-34-3535
FAX 0859-34-2877

令和元年度 業務報告書

事業概況

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日

事業方針

令和元年度当初における主な事業の方針は次のとおりでした。

◆基本方針

当協会は、平成30年度にスタートした中期事業計画の2年度目として、引き続き「あなたと“伴(とも)”に歩みます」をコンセプトに、金融機関・関係支援機関と連携しながら中小企業者への支援を行うとともに、地方自治体等とも連携・協力することで、地方創生に一層の貢献を果たすための取組みを実施します。

また、これらの実施に向けてコンプライアンス態勢の維持・継続、広報活動の促進、CSR活動の充実、BCPの運用徹底、職員の資質向上により利用者に信頼される組織づくりに努めます。

◆主要課題

- (1) お客さま本位の適切な信用保証の提供
- (2) 金融機関との連携を通じたお客さまの経営改善・生産性向上や事業拡充への支援
- (3) 政策保証への積極的な取り組み
- (4) お客さまとのリレーション強化と経営課題の早期発見
- (5) 効果的な経営支援の推進
- (6) コンプライアンス態勢の維持・継続
- (7) BCP運用の徹底

業績

元年度の業務実績は次のとおりでした。

区分	金額	対前年比	増減額
保証承諾	47,293	109.5	4,146
保証債務残高	128,714	99.2	△ 1,023
保証債務平均残高	128,167	97.3	△ 3,490
代位弁済	1,380	83.4	△ 274
対債務者回収(元損)	667	112.3	73

(単位:百万円、%)

③代位弁済

当年度の代位弁済は、とっとり企業支援ネットワーク等により関係機関が連携した経営支援を行っていることや返済条件緩和先に対して柔軟な対応を継続した効果により、企業倒産が落ち着いていることもあり1,380百万円(対前年比83.4%)と減少し、保証債務平均残高に対する代位弁済率は1.08%(前年1.26%)と極めて低水準でした。

地区別では、米子地区が862百万円(同112.6%)と増加したものの、鳥取地区、倉吉地区ともにそれぞれ474百万円(同70.0%)、44百万円(同21.0%)と大幅に減少しました。

業種別では、製造業が245百万円(同50.4%)、建設業が307百万円(同116.9%)、卸売業が338百万円(同229.3%)、飲食業が190百万円(同89.9%)などとなりました。

④求償権回収

当年度の求償権回収は、一部弁済による連帯保証債務免除や法的措置等に注力したことと併せ、担保処分等による回収が大幅に増加したことにより667百万円(対前年比112.3%)となりました。

⑤基本財産

今年度収支差額のうち98,313千円を基金準備金に繰り入れたことから、基本財産の総額は11,621,581千円となりました。

(単位:千円)

基本財産	当期末残高	増減額
基金	4,536,645	0
基金準備金	7,084,936	98,313
合計	11,621,581	98,313

①保証承諾

当年度の保証承諾は、4,424件、47,923百万円(対前年比109.5%)となり、前年度を大幅に上回りました。

これは、1月末から取扱いが始まった鳥取県地域経済変動対策資金(国際経済変動/新型コロナウイルス感染症対応資金)が4,867百万円と短期間で多額の保証利用があったことによります。

その他の制度別では、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金が4,167百万円(同117.1%)、鳥取県経営安定支援借換資金が1,684百万円(同114.2%)と借換を目的とした保証利用が増加したほか、鳥取県新規需要開拓設備資金が4,031百万円(同101.3%)と設備投資を目的とした保証利用も増加しました。

業種別では、飲食業が3,240百万円(同164.3%)、製造業が6,495百万円(同112.0%)、建設業が12,511百万円(同106.3%)など全ての業種で前年を上回る保証利用となりました。

②保証債務残高

期末の保証債務残高は、128,714百万円(対前年比99.2%)とやや減少したものの、減少率は全国(同98.7%)を下回りました。

収支計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位：千円)

支 出	
科 目	金 額
経常支出	
業務費	675,577
借入金利息	0
信用保険料	767,619
責任共有負担金納付金	0
雑支出	2,564
合 計	1,445,760
経常収支差額	223,163
経常外支出	
求償権償却	1,404,315
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	264
退職金	20
責任準備金繰入	777,645
求償権償却準備金繰入	182,251
その他支出	1,245
合 計	2,365,740
経常外収支差額	△ 73,032
当期収支差額	196,313
収支差額変動準備金繰入額	98,000
基本財産繰入額	98,313

収 入	
科 目	金 額
経常収入	
保証料	998,509
預け金利息	2,476
有価証券利息配当金	200,607
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	14,311
事務補助金	324,312
責任共有負担金	120,676
雑収入	8,031
合 計	1,668,922
経常外収入	
償却求償権回収金	72,466
責任準備金戻入	779,333
求償権償却準備金戻入	358,135
求償権補てん金戻入	1,082,143
保険金	983,130
損失補償補てん金	99,013
補助金	0
その他収入	631
合 計	2,292,708
制度改革促進基金取崩額	46,183
収支差額変動準備金取崩額	0

(注) 1. 責任準備金、求償権償却準備金、退職給与引当金については、それぞれ業務方法書に定められた金額を100%計上しています。

2. 四捨五入の関係で各項目の合計は一致しない場合があります。

貸借対照表 (令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	0	基本財産	11,621,581
預け金	3,781,054	基金	4,536,645
当座預金	0	基金準備金	7,084,936
普通預金	757,062	制度改革促進基金	0
通知預金	0	収支差額変動準備金	3,720,676
定期預金	3,015,750	責任準備金	777,645
郵便貯金	8,242	求償権償却準備金	182,251
金銭信託	0	退職給与引当金	417,880
有価証券	13,820,701	損失補償金	0
国債	0	保証債務	128,714,304
地方債	1,882,901	求償権補てん金	0
社債	11,834,800	保険金	0
株式	3,000	損失補償補てん金	0
受益証券	100,000	借入金	0
その他有価証券	161,311	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	161,311	短期借入金	0
動産・不動産	316,033	(うち日本政策金融公庫分)	0
事業用不動産	283,272	収支差額変動準備金造成資金	0
事業用動産	32,761	雑勘定	2,431,177
所有動産・不動産	0	仮受金	33,075
損失保証金見返	0	保険納付金	11,258
保証債務見返	128,714,304	損失補償納付金	12,940
求償権	414,807	未経過保証料	2,367,514
譲受債権	0	未払保険料	1,286
雑勘定	657,304	未払費用	5,104
仮払金	83,354		
保証金	0		
厚生基金	143,598		
連合会出資金	0		
連合会勘定	8,934		
未収利息	42,354		
未経過保険料	379,064		
合 計	147,865,514	合 計	147,865,514

財産目録 (令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金	0	責任準備金	777,645
預け金	3,781,054	求償権償却準備金	182,251
金銭信託	0	退職給与引当金	417,880
有価証券	13,820,701	損失補償金	0
その他有価証券	161,311	保証債務	128,714,304
動産・不動産	316,033	求償権補てん金	0
損失補償金見返	0	借入金	0
保証債務見返	128,714,304	雑勘定	2,431,177
求償権	414,807		
雑勘定	657,304		
合 計	147,865,514	合 計	132,523,257
		正味財産	15,342,257

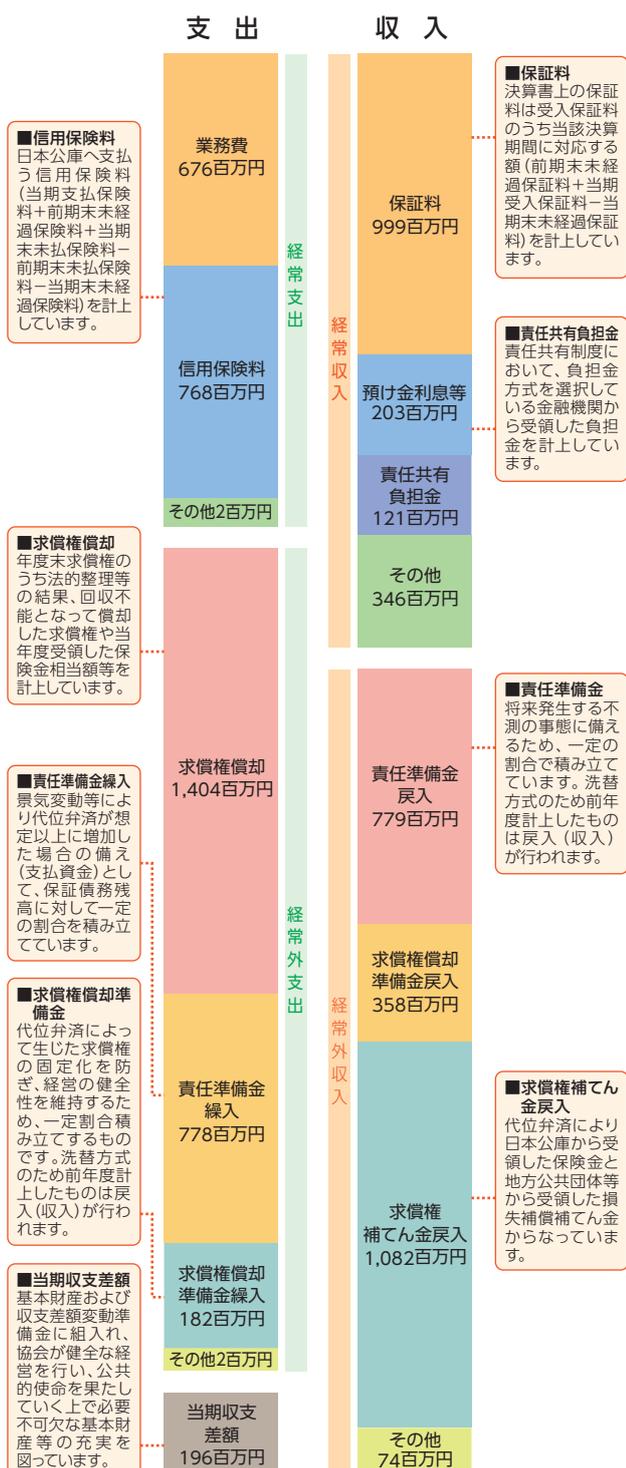
基本財産

(単位：千円)

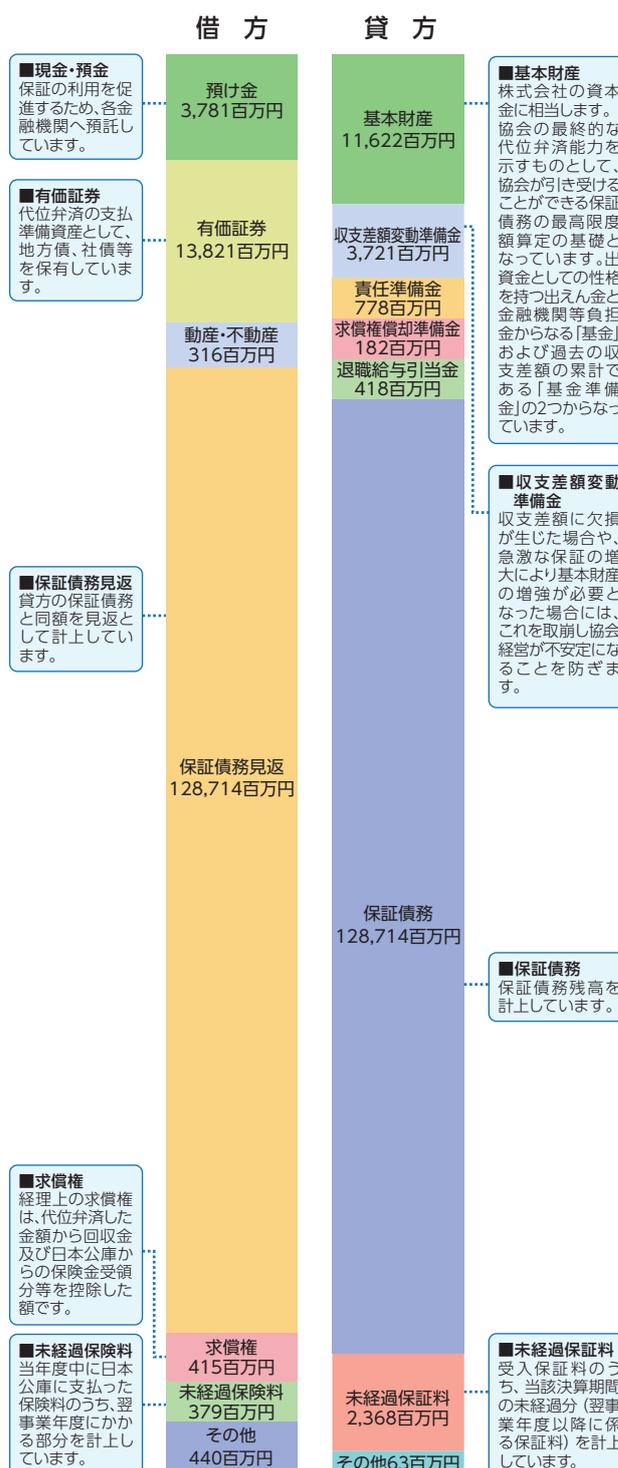
区 分	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
基金	4,536,645	0	4,536,645
基金準備金	6,986,623	98,313	7,084,936
合 計	11,523,268	98,313	11,621,581

- (注) 1. 基本財産は会社の資本金に当るもので、経営基盤の安定を図るために増強を図っていく必要があります。
 2. 保証協会が保証できる最高限度額は、基本財産の42.8倍までと定められており、今後の保証申込に応じるためにも基本財産の増強が不可欠です。
 3. 保証債務限度額=基本財産11,621,581千円×42.8=497,403百万円

収支計算書の用語説明



貸借対照表の用語説明



個人情報保護への取組みについて

平成17年4月1日より、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利権益を保護することを目的とした「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が施行されました。

鳥取県信用保証協会では、信用保証をご利用頂く中小企業者の皆様の個人情報を取り扱う事業者として、個人情報保護法を始めとする関係法令を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を図るため、個人情報保護宣言を始めとする各種ポリシーを定め、各種規程等を整備しています。

併せて、諸規程が遵守されるよう内部研修等を徹底し、全役職員が個人情報保護法の趣旨を理解し、保有している情報が適正に管理・運用されるよう努めてまいります。

さらに、開示・訂正のご請求や、寄せられた苦情等に対して適切に対応し、公的保証機関として皆様の信頼を損ねることのないよう、万全の体制をとることとしています。

個人情報保護宣言

鳥取県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28. 8. 10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口へ備え置きしてある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（または郵送）ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては、郵送希望の場合のみ郵便料金実費（簡易書留404円）をご負担いただけます。（切手納付可）

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6) (7) の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口等

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所 〒680-0031 鳥取市本町三丁目201番地
電話番号 0857-26-6631
部 署 名 鳥取県信用保証協会 鳥取営業所

住 所 〒682-0887 倉吉市明治町1037番地11
電話番号 0858-22-6103
部 署 名 鳥取県信用保証協会 倉吉支所

住 所 〒683-0823 米子市加茂町二丁目204番地
電話番号 0859-34-3535
部 署 名 鳥取県信用保証協会 米子支所

以上

コンプライアンス体制について

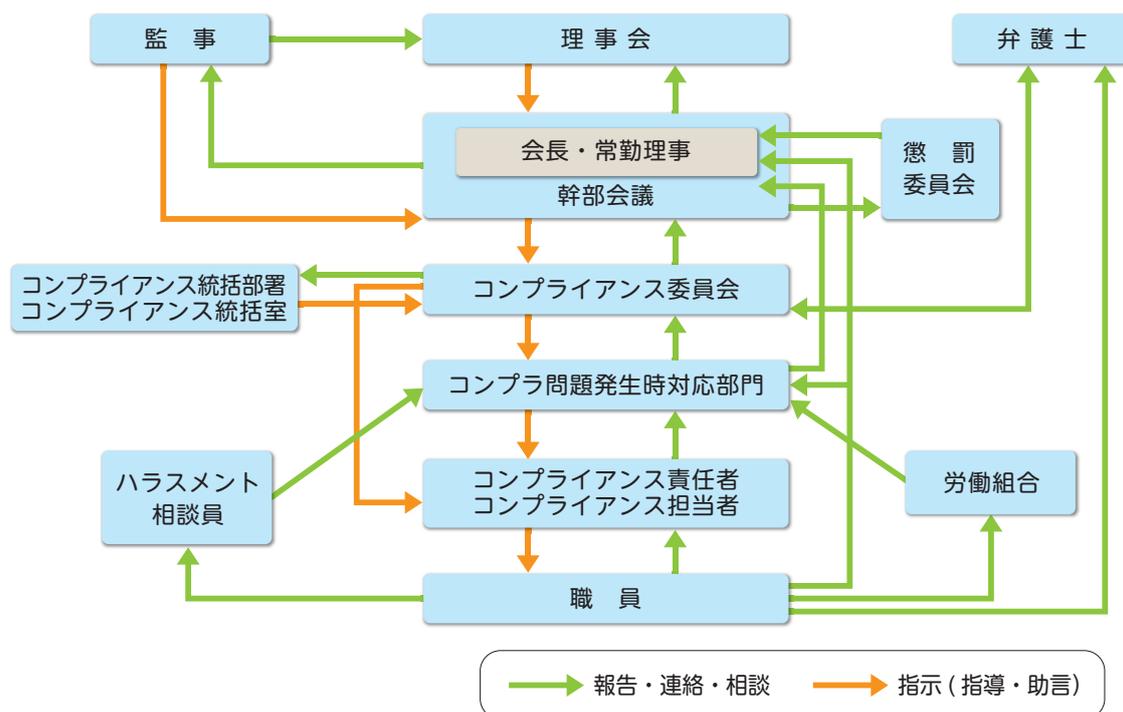
鳥取県信用保証協会では、公共性と社会的使命の重要性に鑑み、業務を遂行する役職員は、公正な行動規範にそった業務の遂行により、社会的信頼を高めていくとともに、健全な協会運営に努めてまいります。

また、コンプライアンスプログラムの反復的な実施により、発生した問題の検証と実施した改善策に対する評価を行うとともに、潜在リスクの洗い出しによる事務リスクの最小化に努めてまいります。

1. 基本姿勢

- ・ 経営の効率化に努め、健全な業務運営を通じて、信用保証協会としての信頼性の確立を図ります。
- ・ 中小企業者の方に対する真に必要な信用保証を創造し、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスを提供します。
- ・ 信用保証協会法をはじめとする関係法令、協会内規等を正しく遵守し、社会的規範にもとることなく、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。
- ・ 社会の安全・秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、厳にこれを排除し、信用保証の悪質利用を阻止します。
- ・ 広く地域住民とのコミュニケーションを図り、地域社会への貢献に努めます。

2. 基本体制図



反社会的勢力排除宣言

鳥取県信用保証協会は、反社会的勢力者等の保証協会を不正に利用しようとする者に対し、一切関係を持たず、地域社会から信頼される組織であり続けるために、以下の5項目を宣言いたします。

1. 当協会は、組織全体で反社会的勢力者等の不正利用者に対応します。
2. 当協会は、反社会的勢力者等不正利用者の不当要求に備えて、常時、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。
3. 当協会は反社会的勢力者等不正利用者の関係を一切遮断し、不当要求に対しては、民事と刑事の両面から対応します。
4. 当協会は、反社会的勢力者等不正利用者の不当要求が、業務遂行上の不祥事や協会職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽いたしません。
5. 当協会は、反社会的勢力者等不正利用者に対する信用保証は一切行いません。

役員・機構図

(令和2年5月30日現在)

役員

理事17名 監事3名

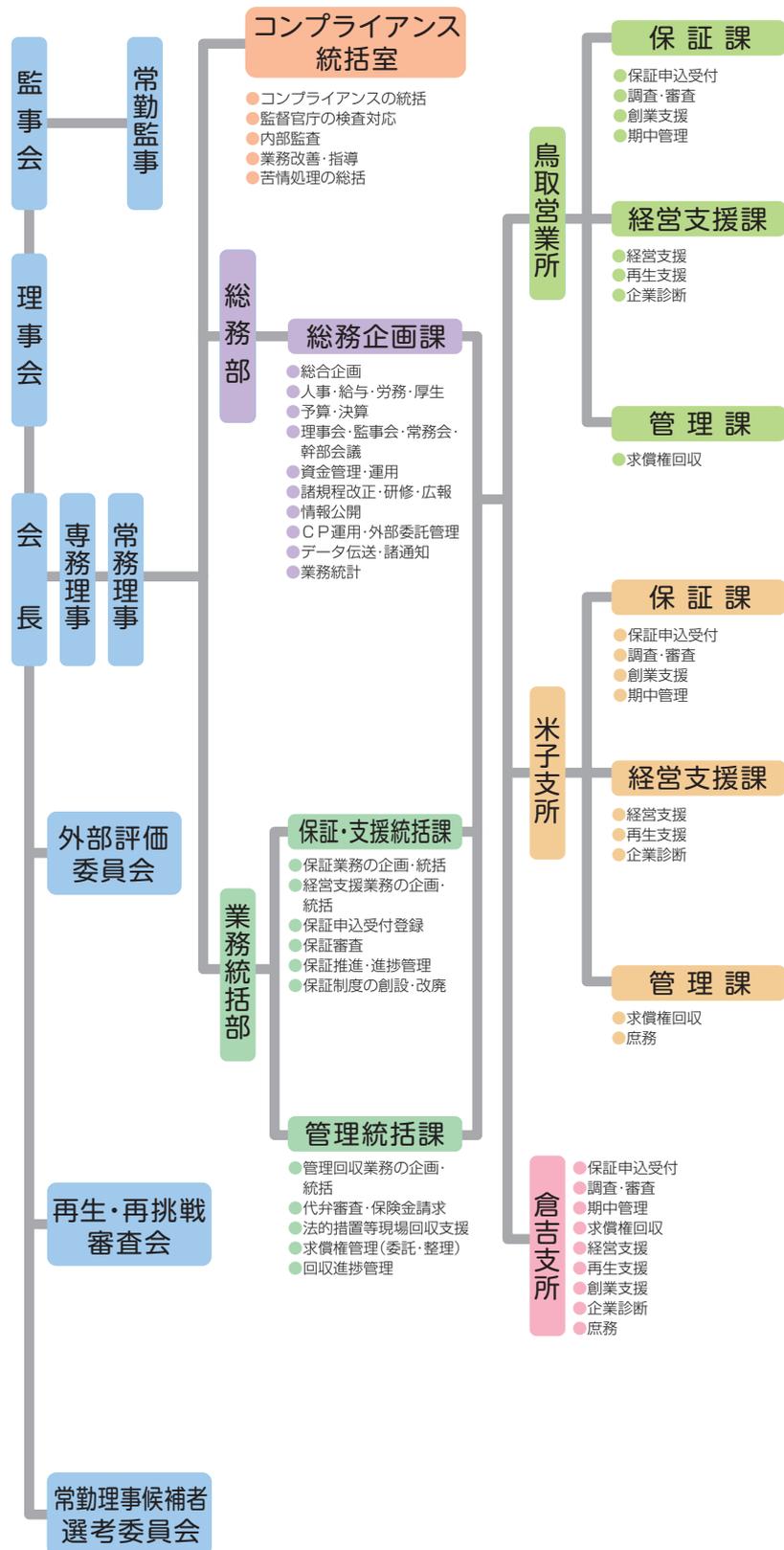
会長	林 昭男
	常勤
専務理事	長田 秀樹
	常勤
常務理事	北川 弘之
	常勤
理事	池田 一彦
	鳥取県商工労働部長
同	羽場 恭一
	鳥取県市長会鳥取市副市長
同	吉田 英人
	鳥取県町村会八頭町町長
同	真鍋 和彦
	鳥取商工会議所副会頭
同	倉都 祥行
	倉吉商工会議所会頭
同	森脇 孝
	米子商工会議所副会頭
同	堀田 收
	境港商工会議所会頭
同	谷口 譲二
	鳥取県中小企業団体中央会会長
同	河毛 寛
	鳥取県商工会連合会会長
同	杉原 伸治
	山陰合同銀行代表取締役専務執行役員
同	平井 耕司
	鳥取銀行代表取締役頭取
同	藏増 篤志
	鳥取県信用金庫協会会長
同	中尾 悠利子
	公立鳥取環境大学経営学部准教授
同	藤井 豊子
	鳥取女性中央会直前会長
監事	岡墻 純一郎
	常勤
同	太田 正志
	弁護士
同	米田 由起枝
	税理士

職員

56名

鳥取本所	34名
倉吉支所	7名
米子支所	15名

機構と主な事務分掌

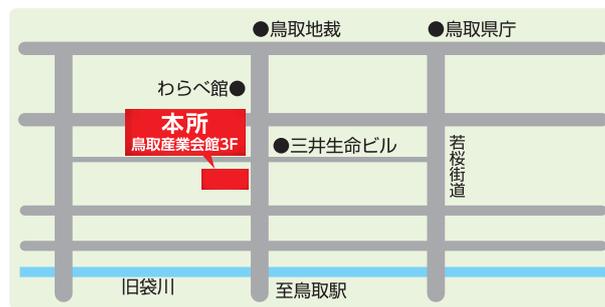


本・支所の担当区域と事務所位置略図

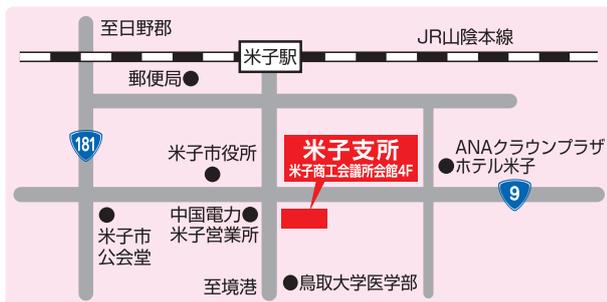
担当部署	郵便番号	住所	TEL	FAX	担当区域	
コンプライアンス統括室	680-0031	鳥取市本町3丁目201番地 (鳥取産業会館3階)	0857-26-6632	0857-26-6924	県内全域	
総務部						
業務統括部			0857-26-6631	0857-27-5149	鳥取市 岩美郡 八頭郡	
保証・支援統括課 管理統括課						
鳥取営業所						
保証課 経営支援課 管理課						
倉吉支所	682-0887	倉吉市明治町1037番地11 (倉吉商工会議所会館1階)	0858-22-6103	0858-22-7351	倉吉市 東伯郡	
米子支所	683-0823	米子市加茂町2丁目204番地 (米子商工会議所会館4階)	0859-34-3535	0859-34-2877	米子市 境港市 西伯郡 日野郡	
保証課						
経営支援課 管理課						



【鳥取本所】



【米子支所】



【倉吉支所】



あなたと“伴”^{とも}に歩みます



鳥取県信用保証協会は
ガイナレ鳥取を応援しています。